

小学校の水泳授業を学校外施設で実施

○教育活動費等／水泳授業委託事業費 1,821万4,000円

【概要】 児童の確かな水泳技能習得のために、「鈴鹿市立小中学校における水泳指導及びプールの在り方に関する基本方針」に基づき、時期や天候に左右されない環境が安定した水泳授業を実施することが可能である学校外施設（公共・民間）の利用を拡充するもの。

質疑 水泳授業委託事業費の詳細は。

答弁 中学校は水泳の授業委託を実施していない。小学校は、令和6年度は6校で委託をしており、令和7年度はそれより拡大という形になる。児童1人当たり、4回程度、学年ごとに民間のプールなどを利用する。事業費は、バスでの送迎に関する費用も含めての金額となっているが、委託先がバスを手配する場合もあれば、本市がバスを手配する場合もある。

地域福祉分科会

議案第3号 令和7年度鈴鹿市一般会計予算



予防接種を公費負担で実施

○定期予防接種費 6億4,450万9,000円

○任意予防接種費／带状疱疹ワクチン接種費 750万円

【概要】 予防接種法などの関係法令に基づき、各種予防接種（定期接種）を、また任意予防接種として区分される带状疱疹ワクチンの接種に対し、費用助成により実施するもの。

質疑 带状疱疹ワクチンの新たな定期予防接種と任意接種の対象者、実施時期、周知方法について。また、ワクチンは2種類あるが、どちらも対象となるのか。

答弁 带状疱疹ワクチンは令和7年4月1日から定期接種化が示され、対象は65歳の者、もしくは60歳以上65歳未満で、免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として、厚生労働省令に定める者である。65歳を超える方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様に、5年の経過措置として5歳ごとに70歳から100歳を位置付けている。100歳以上の方については定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。ワクチンは2種類あり、2回接種する不活化ワクチンと、1回接種の生ワクチンがある。任意接種の50歳以上の方への助成は不活化ワクチンのみ。1回接種で完了する生ワクチンと違い、不活化ワクチンは、2カ月から6カ月の間隔を置いて2回接種が必要で、令和6年度の費用助成で接種を完了するには遅くとも、令和7年1月中に1回目を接種しておく必要があるが、今回国から定期接種化が示されたのは12月下旬で、市民への周知が困難なことから、令和6年度に不活化ワクチンの1回目を済ませた方に限り、2回目の接種費用を4月以降も半年間に限り助成する。周知については、速やかにウェブサイトやSNSなどで行う。